

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の 届出について

平成28年4月1日
北陸電力株式会社

当社は、本日（4月1日）、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{※1}」を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ましたので、お知らせします。

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「計画」という。）の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議^{※2}が終了したことから、本日（4月1日）原子力災害対策特別措置法第7条第3項^{※3}の規定に基づき、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出しました。

当社としては、引き続き、原子力防災体制及び緊急時対応の継続的改善に取り組むとともに、志賀原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

添付資料 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、志賀原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出しなければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の主な修正内容】

○緊急被ばく限度に係る法令改正を受けた変更

- ・緊急作業従事者を原子力防災要員とすること等の法令改正を受け、原子力災害時の緊急時活動に対応するため、原子力防災要員の範囲を見直し

○防災基本計画修正に伴う変更

- ・原子力災害対策特別措置法に基づく通報先に「地方放射線モニタリング対策官^{※1}」を追加

※1：「地方放射線モニタリング対策官」は、緊急時に国が設置する緊急時モニタリングセンターで、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

○原子力事業者間協力協定^{※2}の改正内容反映

- ・災害発生時における他の原子力事業者への派遣人数及び資機材貸与数を増加

※2：「原子力事業者間協力協定」は、原子力災害が発生した場合、原子力災害の拡大防止を目的に、協定を締結している事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与等の協力を実施するために原子力事業者（電力会社等）間で締結したもの。福島第一原子力発電所事故における事業者の支援実績を反映するため、平成26年10月に改正された。

○緊急時活動レベル（EAL）^{※3}解説の追加

- ・緊急時活動レベル（EAL）の判断基準のみを記載していたが、その基準を判断するための解説を追加

※3：「緊急時活動レベル（EAL）」は、プラント状態に応じ緊急事態区分（緊急事態の厳しさ）を判断するための基準。

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

項目	主な内容
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的, 基本構想, 運用と修正及び定義
第2章 原子力災害予防対策 の実施	原子力防災組織の設置, 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備, 通報や業務に必要な設備及び資機材の整備, 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施, 国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第3章 緊急事態応急対策等 の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報, 本部の設置, 原子力事業所災害対策支援拠点の設置, 応急措置(応急復旧, 原子力災害の発生又は拡大の防止, 原子力緊急事態支援組織との連携, オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣など)の実施 等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策, 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力

以 上